

農業ふれあい公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

農業ふれあい公園条例の一部を改正する条例

農業ふれあい公園条例（平成10年岩手県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
区 分	個 人	20人以上の団体	区 分	個 人	20人以上の団体
学生	<u>140円</u>	1人につき <u>70円</u>	学生	<u>150円</u>	1人につき <u>80円</u>
一般	<u>300円</u>	1人につき <u>140円</u>	一般	<u>320円</u>	1人につき <u>150円</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。